

学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成19年3月27日京都市条例第44号）（芸術大学総務課，美術館総務課，動物園総務課，元離宮二条城事務所，産業観光局農林振興室農業振興整備課，保健福祉局子育て支援部児童家庭課，同局保健衛生推進室地域医療課，桃陽病院，看護短期大学事務室，都市計画局建築指導部指導課，同部審査課，教育委員会事務局指導部総合育成支援課，同部生徒指導課，学校歴史博物館事業課，青少年科学センター市民科学事業課及び野外活動施設花背山の家事業課）

学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）及び学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）の施行により学校教育法の一部が改正されることに伴い，次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 京都市立養護学校の名称を次のとおり変更します。

改正前	改正後
京都市立北総合養護学校	京都市立北総合支援学校
京都市立白河総合養護学校	京都市立白河総合支援学校
京都市立東総合養護学校	京都市立東総合支援学校
京都市立鳴滝総合養護学校	京都市立鳴滝総合支援学校
京都市立西総合養護学校	京都市立西総合支援学校
京都市立呉竹総合養護学校	京都市立呉竹総合支援学校
京都市立桃陽総合養護学校	京都市立桃陽総合支援学校

2 京都市立芸術大学及び京都市立看護短期大学に准教授を置くこととするとともに，助教及び助手を置くことができることとします。

3 その他必要な規定の整備を行います。

この条例は，平成19年4月1日から施行することとしました。

学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を
公布する。

平成19年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第44号

学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

(京都市立芸術大学条例の一部改正)

第1条 京都市立芸術大学条例の一部を次のように改正する。

第4条中「助教授、助手」を「准教授」に改め、同条に次の1項を加える。

2 大学に副学長、助教及び助手を置くことがある。

(京都市立看護短期大学条例の一部改正)

第2条 京都市立看護短期大学条例の一部を次のように改正する。

第3条中「助教授」を「准教授」に改め、同条に次の1項を加える。

2 本大学に助教及び助手を置くことがある。

(京都市立養護学校条例の一部改正)

第3条 京都市立養護学校条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市立特別支援学校条例

本則中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表を次のように改める。

名 称	位 置
京都市立北総合支援学校	京都市上京区堀川通寺之内上る2丁目下天神町650番地の1
京都市立白河総合支援学校	京都市左京区岡崎東福ノ川町9番地の2
京都市立東総合支援学校	京都市山科区大塚高岩3番地

京都市立鳴滝総合支援学校	京都市右京区音戸山山ノ茶屋町9番地の2
京都市立西総合支援学校	京都市西京区大枝北杓掛町一丁目21番地の21
京都市立呉竹総合支援学校	京都市伏見区桃山福島太夫北町52番地
京都市立桃陽総合支援学校	京都市伏見区深草大亀谷岩山町48番地の1

(京都市青少年科学センター条例の一部改正)

第4条 京都市青少年科学センター条例の一部を次のように改正する。

別表備考3中「盲学校, ろう学校及び養護学校(以下「盲学校等」という。)」を「特別支援学校」に, 「並びに」を「及び」に改め, 同表備考4及び5中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

(京都市児童館及び学童保育所条例の一部改正)

第5条 京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 小学校(特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。次号において同じ。)の第1学年から第3学年までの者

第5条第2号中「小学校第4学年」を「小学校の第4学年」に改める。

(元離宮二条城条例の一部改正)

第6条 元離宮二条城条例の一部を次のように改正する。

別表備考3中「盲学校, ろう学校及び養護学校(以下「盲学校等」という。)」を「特別支援学校」に, 「並びに」を「及び」に改め, 同表備考4及び5中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

(京都市動物園条例の一部改正)

第7条 京都市動物園条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め, 同項第1号中「盲学校, ろう学校及び養護学校(以下「盲学校等」という。)」を「特別支援学校」に, 「並びに」を「及び」に改め, 同項第2号, 第4号及び第5号中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

(京都市野外活動施設花背山の家条例の一部改正)

第8条 京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第5号中「盲学校、ろう学校又は養護学校（以下「盲学校等」という。）」を「特別支援学校」に、「盲学校等の」を「当該特別支援学校の」に改める。

別表備考1から3までの規定中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

(京都市学校歴史博物館条例の一部改正)

第9条 京都市学校歴史博物館条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第5号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「これらの学校」を「当該特別支援学校」に改める。

別表中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(京都市美術館条例の一部改正)

第10条 京都市美術館条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考3中「盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「盲学校等」という。）」を「特別支援学校」に、「並びに」を「及び」に改め、同表備考4中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

(京都市建築基準条例の一部改正)

第11条 京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第32条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第4号中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項第5号中「市長」を「、市長」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第3項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

(京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部改正)

第12条 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1 1の項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(京都市宇津峡公園条例の一部改正)

第13条 京都市宇津峡公園条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「盲学校、ろう学校又は養護学校（以下「盲学校等」という。）」を「特別支援学校」に、「盲学校等の」を「当該特別支援学校の」に改める。

別表第2備考2中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

(京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部改正)

第14条 京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考1中「盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「盲学校等」という。）」を「特別支援学校」に、「並びに」を「及び」に改め、同表備考2及び3中「盲学校等」を「特別支援学校」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市桃陽病院条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「京都市立桃陽養護学校」を「京都市立桃陽総合支援学校」に改める。

(芸術大学総務課、美術館総務課、動物園総務課、元離宮二条城事務所、産業観光局農林振興室農業振興整備課、保健福祉局子育て支援部児童家庭課、同局保健衛生推進室地域医療課、桃陽病院、看護短期大学事務室、都市計画局建築指導部指導課、同部審査課、教育委員会事務局指導部総合育成支援課、同部生徒指導課、学校歴史博物館事業課、青少年科学センター市民科学事業課及び野外活動施設花背山の家事業課)